

医科点数表第2章第10部手術の通則の5(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)及び
6に掲げる手術の施設基準

大区分	小区分	区分名	件数
1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	43
1	イ	黄斑下手術等	10
1	ウ	鼓室形成手術等	0
1	エ	肺悪性腫瘍手術等	7
1	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	172
2	ア	靭帯断裂形成手術等	6
2	イ	水頭症手術等	38
2	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	34
2	エ	尿道形成手術等	10
2	オ	角膜移植術	0
2	カ	肝切除術等	61
2	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	10
3	ア	上顎骨形成術等	6
3	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
3	ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
3	エ	母指化手術等	1
3	オ	内反足手術等	0
3	カ	食道切除再建術等	1
3	キ	同種死体腎移植術等	0
4		胸腔鏡下または腹腔鏡下による手術	654
その他		人工関節置換術	120
その他		乳児外科施設基準対象手術	0
その他		ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	48
その他		冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び 体外循環を要する手術	1
その他		経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈 ステント留置術	135
合計			1,357

経皮的冠動脈形成術に関する施設基準

経皮的冠動脈 形成術	急性心筋梗塞に対するもの	0
	不安定狭心症に対するもの	6
	その他のもの	17

経皮的冠動脈ステント留置術に関する施設基準

経皮的冠動脈 ステント留置術	急性心筋梗塞に対するもの	22
	不安定狭心症に対するもの	17
	その他のもの	73